

# 住居確保給付金のご案内

離職・廃業や、休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれが生じる方々について、**原則3ヵ月、最大9ヵ月、家賃相当額を家主さんに支給**します。

※支給期間中、自立相談支援機関との面接等を行う、世帯の収入が一定金額以下であるなどの条件があります。

## 対象となる方

- ①離職・廃業から2年以内の方
- ②休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

## 再支給について

### 「従来の制度」による再支給

- 住居確保給付金の受給期間の終了後、新たに解雇された方(※)  
※解雇された日から2年以内
- ※本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く

### 令和3年2月の改正による「特例」再支給

- 2年以内に自己都合退職した方
- 2年以内に廃業した方
- 休業等により減収した方

### 支給期間

3か月  
(状況により最大9か月)

### 申請期限

解雇の日から2年以内

### 支給期間

3か月(延長はできません)

### 申請期限

令和4年3月31日

※申請期限を過ぎると「特例」再支給申請はできません。  
※「特例」再支給の支給は一度限りです。

住居確保給付金受給期間中は右記の求職活動を行う必要があります。



### 申請時の状況

### 必要な求職活動

#### 離職・廃業の方

- ①ハローワークまたは、公的な無料職業紹介窓口への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週1回以上の企業への応募・面接の実施

#### 休業等による減収の方

- ①月1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ②支援プランに沿った求職活動

詳しくは山口県東部社会福祉事務所に相談してください。

| お住まいの町              | 相談窓口      | 住所                      | 連絡先          |
|---------------------|-----------|-------------------------|--------------|
| 田布施町、平生町<br>上関町、和木町 | 東部社会福祉事務所 | 柳井市南町3丁目9-3<br>柳井総合庁舎2階 | 0820-22-3777 |



# よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は  
どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。  
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられません。例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能で、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、山口県東部社会福祉事務所までお気軽に

